

仙塩広域都市計画道路の変更(仙台市決定)

1. 都市計画道路中

- 3・2・14号東仙台南小泉線を3・2・14号卸町大和町線に
- 3・3・18号原町広岡線を3・3・18号五輪連坊線に
- 3・3・21号土樋細横丁線を3・2・21号細横丁線に
- 3・3・29号八軒小路北宮城野線を3・4・29号八軒小路線に
- 3・3・44号定禅寺通上田子線を3・2・44号定禅寺通錦町線に
- 3・4・40号仙台駅旭ヶ丘線を3・2・40号仙台駅錦町線に
- 3・4・46号東八番丁中江線を3・2・46号東八番丁小田原線に
- 3・4・47号宮城野原清水沼線を3・4・47号宮城野原五輪線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道等 との交差の構造	
幹線街路	3・2・14	卸町 大和町線	仙台市 若林区 卸町三丁目	仙台市 若林区 大和町四丁目	仙台市 若林区 卸町一丁目	約1,370m	地表式	4車線	36m	【立体交差】 ・都市高速鉄道 東西線 【平面交差】 ・幹線街路4箇所	東仙台駅 (東)駅前広 場を廃止す る (約5,000㎡)
	3・3・18	五輪 連坊線	仙台市 宮城野区 五輪二丁目	仙台市 若林区 連坊二丁目	仙台市 宮城野区 宮城野一丁目	約1,840m	地表式	2車線	22m	【立体交差】 ・仙石線2箇所 ・都市高速鉄道 東西線 【平面交差】 ・幹線街路7箇所	
	3・2・21	細横丁線	仙台市 青葉区 片平一丁目	仙台市 青葉区 木町通一丁目	仙台市 青葉区 立町	約1,550m	地表式	4車線	30m	【立体交差】 ・都市高速鉄道 東西線 【平面交差】 ・幹線街路6箇所	
	3・4・29	八軒小路 線	仙台市 若林区 六十人町	仙台市 若林区 木ノ下四丁目	仙台市 若林区 保春院前丁	約660m	地表式	2車線	20m	【立体交差】 ・都市高速鉄道 東西線 【平面交差】 ・幹線街路2箇所	
	3・2・44	定禅寺通 錦町線	仙台市 青葉区 一番町四丁目	仙台市 青葉区 本町一丁目	仙台市 青葉区 本町二丁目	約690m	地表式	6車線	36m	【立体交差】 ・都市高速鉄道 南北線 【平面交差】 ・幹線街路3箇所	
	車線の数の内訳			4車線			約310m				
			6車線			約380m					

仙塩広域都市計画道路の変更(仙台市決定)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員	地表式の区間 における鉄道等 との交差の構造	
幹線街路	3・2・40	仙台駅 錦町線	仙台市 青葉区 中央一丁 目	仙台市 青葉区 本町一丁 目		約770m	地表式	6車線	36m	【平面交差】 ・幹線街路4箇 所	
	3・2・46	東八番丁 小田原線	仙台市 若林区 新寺一丁 目	仙台市 宮城野区 小田原山 本丁	仙台市 宮城野区 榴岡二丁 目	約970m	地表式	4車線	30m	【立体交差】 ・仙石線 ・都市高速鉄道 東西線 【平面交差】 ・幹線街路6箇 所	
	車線の内訳		2車線			約230m					
			4車線			約740m					
3・4・47	宮城野原 五輪線	仙台市 宮城野区 宮城野一 丁目	仙台市 宮城野区 五輪一丁 目			約640m	地表式	2車線	20m	【立体交差】 ・仙石線 【平面交差】 ・幹線街路3箇 所	

仙塩広域都市計画道路の変更(仙台市決定)

2. 都市計画道路中3・5・74号土樋藤塚線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地	延長	構造 形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3・5・74	土樋藤塚線	仙台市若林区土樋	仙台市若林区上飯田一丁目	仙台市若林区若林四丁目	約4,100m	地表面式	2車線	15m	[立体交差] ・東北新幹線 ・東北本線 ・貨物線 ・都市高速鉄道南北線 ・3.2.10号南小泉茂庭線 [平面交差] ・幹線街路4箇所	
	車線の内訳		2車線			約2,490m					
			4車線			約1,610m					
3・5・77	北二番丁線	仙台市青葉区二日町	仙台市青葉区上杉一丁目			約760m	地表面式	2車線	15m	[立体交差] ・都市高速鉄道南北線 [平面交差] ・幹線街路3箇所	

仙塩広域都市計画道路の変更(仙台市決定)

3. 都市計画道路に3・3・338号河原町長町南線ほか3路線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・338	河原町長町南線	仙台市若林区河原町一丁目	仙台市太白区長町南二丁目	仙台市太白区長町五丁目	約2,320m	地表式	4車線	25m	[立体交差] ・都市高速鉄道南北線 [平面交差] ・幹線街路6箇所
	3・3・339	宮城野線	仙台市宮城野区宮城野二丁目	仙台市宮城野区宮城野三丁目		約1,190m	地表式	2車線	22m	[平面交差] ・幹線街路3箇所
	3・3・340	新田田子線	仙台市宮城野区館町一丁目	仙台市宮城野区田子三丁目	仙台市宮城野区岩切字中土手	約3,050m	地表式	4車線	25m	[立体交差] ・3・1・81国道幹線 [平面交差] ・幹線街路3箇所
	3・4・341	台原旭ヶ丘線	仙台市青葉区台原五丁目	仙台市青葉区旭ヶ丘四丁目	仙台市青葉区旭ヶ丘三丁目	約1,820m	地表式	2車線	16m	[立体交差] ・都市高速鉄道南北線 ・3・2・12川内南小泉線 [平面交差] ・幹線街路2箇所
	車線の数の内訳		2車線			約1,160m				
		4車線			約660m					

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：別紙理由書のとおり

変更理由書

仙台市の都市計画道路網は、高度経済成長期にあたる昭和40年代前半に、人口増加に伴う市街地拡大を見通した大幅な見直しを行い、その後も、隣接市町との合併による追加などを経て、現在に至っている。その間、骨格幹線道路網となる3環状12放射状線の整備による渋滞解消や、市街地拡大に対応した整備などを進めてきた。

しかしながら、これからの人口減少時代の到来や少子高齢化の進展などを踏まえると、これまでの人口増加に伴う拡大型の市街地形成ではなく、新たな郊外開発を抑制し、公共交通が利用しやすい、まとまりのある市街地形成が必要である。さらに、長期的には、人口の減少に伴い自動車交通量も減少傾向に向かうものと想定される。今後は、このような社会環境の変化を見据え、新たなまちづくりに対応した都市計画道路網への転換が必要となっている。

また、都市計画道路の整備には、多額の費用を要することなどから、本市の都市計画道路の整備は進んでいない状況（平成23年度末整備率：69.6%）にあり、今後のさらなる財政制約の強まりを考えると、整備完了までには相当の期間を要するものと想定され、このままでは、未着手の都市計画道路の区域における建築制限のさらなる長期化などの課題が生じることになる。従って、このような課題に対応するためにも、都市計画道路網の見直しが必要となっている。

以上の理由により、下記の4つの視点から都市計画道路網の見直しを行い、主に商業地域を含む路線について、計画書のとおり、都市計画道路を変更する。

自動車に過度に依存したまちから、公共交通が利用しやすく、都市の活力が持続し、安心して住むことができ、より環境を大切にするまちの実現に資すること。（まちづくりの誘導）

円滑な交通の流れを確保し、本市の目指すまちづくりを支える道路網の形成につながること。（交通処理機能の確保）

これから整備をする都市計画道路と同程度の機能を有する既存道路について、当該都市計画道路の代替となること。（既存道路の利活用）

都市計画道路の整備の長期化に対応するため、安全な道路構造での整備が可能かどうか、また、事業費に対する整備効果を考慮すること。（事業の実現性）